

令和6年度農地中間管理事業 事務スケジュール 【一括方式】

令和5年12月20日
宮城県農政部農業振興課
公益社団法人みやぎ農業振興公社

○事業手続き関係

市町村公告（経過措置）

権利項目	手続き項目	4月農委総会	5月農委総会	6月農委総会	7月農委総会	8月農委総会	9月農委総会	10月農委総会	11月農委総会	12月農委総会	1月農委総会	2月農委総会	3月農委総会	
借入・貸付	集積計画等送付	市町村 → 機構	R6.1.30 (火)	R6.2.26 (月)	R6.3.27 (水)	R6.5.7 (火)	R6.6.5 (水)	R6.7.5 (金)	R6.8.7 (水)	R6.9.4 (水)	R6.10.4 (金)	R6.11.6 (水)	R6.12.5 (木)	R6.12.26 (木)
	意見聴取（始期）	機構	R6.3.11 (月)	R6.4.8 (月)	R6.5.10 (金)	R6.6.10 (月)	R6.7.9 (火)	R6.8.8 (木)	R6.9.10 (火)	R6.10.8 (火)	R6.11.7 (木)	R6.12.9 (月)	R7.1.8 (水)	R7.2.5 (水)
	意見聴取（終期）	機構	R6.3.18 (月)	R6.4.15 (月)	R6.5.17 (金)	R6.6.17 (月)	R6.7.16 (火)	R6.8.15 (木)	R6.9.17 (火)	R6.10.15 (火)	R6.11.14 (木)	R6.12.16 (月)	R7.1.15 (水)	R7.2.12 (水)
	集積計画協議書送付	機構 → 県	R6.3.25 (月)	R6.4.22 (月)	R6.5.24 (金)	R6.6.24 (月)	R6.7.23 (火)	R6.8.22 (木)	R6.9.24 (火)	R6.10.22 (火)	R6.11.22 (金)	R6.12.23 (月)	R7.1.22 (水)	R7.2.21 (金)
	集積計画同意	県 → 機構	R6.4.3 (水)	R6.5.1 (水)	R6.6.3 (月)	R6.7.3 (水)	R6.8.2 (金)	R6.9.3 (火)	R6.10.3 (木)	R6.11.1 (金)	R6.12.3 (火)	R7.1.6 (月)	R7.2.3 (月)	R7.3.3 (月)
	集積計画等返送	機構 → 市町村	R6.4.10 (水)	R6.5.10 (金)	R6.6.10 (月)	R6.7.10 (水)	R6.8.9 (金)	R6.9.10 (火)	R6.10.10 (木)	R6.11.8 (金)	R6.12.10 (火)	R7.1.10 (金)	R7.2.10 (月)	R7.3.10 (月)
	総 会	農業委員会	R6.4.25 (木)	R6.5.27 (月)	R6.6.25 (火)	R6.7.25 (木)	R6.8.26 (月)	R6.9.25 (水)	R6.10.25 (金)	R6.11.25 (月)	R6.12.25 (水)	R7.1.27 (月)	R7.2.25 (火)	R7.3.25 (火)
	集積計画の公告	市町村	R6.4.26 (金)	R6.5.28 (火)	R6.6.26 (水)	R6.7.26 (金)	R6.8.27 (火)	R6.9.26 (木)	R6.10.28 (月)	R6.11.26 (火)	R6.12.26 (木)	R7.1.28 (火)	R7.2.26 (水)	R7.3.26 (水)
権利の設定期間（案）	始 期	集積計画	R6.4.27 (土)	R6.5.29 (水)	R6.6.27 (木)	R6.7.27 (土)	R6.8.28 (水)	R6.9.27 (金)	R6.10.29 (火)	R6.11.27 (水)	R6.12.27 (金)	R7.1.29 (水)	R7.2.27 (木)	R7.3.27 (木)
	終 期 (集積計画10年以上)	集積計画	R16.4.28 (金)	R16.5.30 (火)	R16.6.28 (水)	R16.7.28 (金)	R16.8.29 (火)	R16.9.28 (木)	R16.10.30 (月)	R16.11.28 (火)	R16.12.28 (木)	R17.1.30 (火)	R17.2.28 (水)	R17.3.28 (水)

○注意事項

- ・この事務スケジュールは作成日時点での見込みです。事業実施要綱の変更・事務処理状況等により、今後、内容を変更する場合があります。
- ・期限内に手続きが行われない場合は、翌月以降の手続きになりますのでご注意ください。
- ・賃借料の精算は、借受希望者が6月末（6月農委総会）までに借受けた場合はその年の精算で、7月以降に借受希望者が借受けた場合は翌年の精算となります。なお、合意解約等の手続きは、6月末までに手続きが完了した場合はその年の精算で、7月以降の手続きは翌年の精算となります。